

今後の青少年の体験活動のあり方について

令和5年3月31日

第16期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議

目 次

はじめに	P 1
------	-----

第1章 子どもたちの体験活動の重要性

1 体験活動の意義と効果	P 2
2 リアルな体験活動の推進	P 2
3 学習指導要領の改訂	P 2

第2章 これからの体験活動のあり方

1 新たな体験活動の推進	P 3
2 学校教育における体験活動	P 4
3 県立青少年教育施設における体験活動	P 5
4 幅広い体験活動の推進	P 6
(1) 世代間交流の推進	P 6
(2) 社会的包摂の視点を踏まえた体験活動	P 6
(3) デジタル技術等を活用した体験活動	P 6

第3章 県立青少年教育施設の適正規模

1 県立青少年教育施設の概要	P 7
2 青少年教育施設を取り巻く動き	P 7
3 県立青少年教育施設の現状・課題等	P 7
(1) 年少人口(0歳～14歳)減少による宿泊利用者の減少	P 7
(2) 施設の老朽化と運営コスト	P 8
(3) 子どもたちの体験活動の多様化	P 8
4 県立青少年教育施設の適正規模	P 8
(1) 県の方向性	P 8
(2) 学校における県立青少年教育施設の利用	P 8
(3) 施設の利用状況と受入	P 8
(4) 施設の適正規模	P 9
5 これからの県立青少年教育施設の機能・役割	P 9

第4章 茨城県立さしま少年自然の家の視察報告	P10
------------------------	-----

はじめに

少子高齢化やコロナ禍による人々の価値観や生活様式の変化など、予測困難な「非連続の時代」の中、未来を担う子どもたちには、他者と共に課題を解決する力や学んだことから新たな価値を創造する力を身に付け、様々な変化に柔軟に対応することが求められている。

そのような力を育成するために体験活動は効果的であり、多様な体験活動を継続的に行うことで、「社会を生き抜く力」として必要となるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力等を育んだり、自己肯定感や自律性などの非認知的能力を高めるとされている。

しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化などにより、今日の子どもたちは、直接体験が不足していると言われており、生活体験や自然体験など豊かな体験活動の機会を設けることが極めて重要である。

さらに、近年は、学校における学習方法について、学んで得た知識の理解の質を高めるため、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が求められており、体験活動についても同様の転換が必要となっている。

一方、体験活動を支える重要な施設の一つである青少年教育施設については、少子化に伴う施設利用者の減少や施設の老朽化などを受け、施設の統合や廃止など、全国的に減少傾向が見られるところであり、本県の県立青少年教育施設についても、今後のあり方について検討が必要な時期がきている。

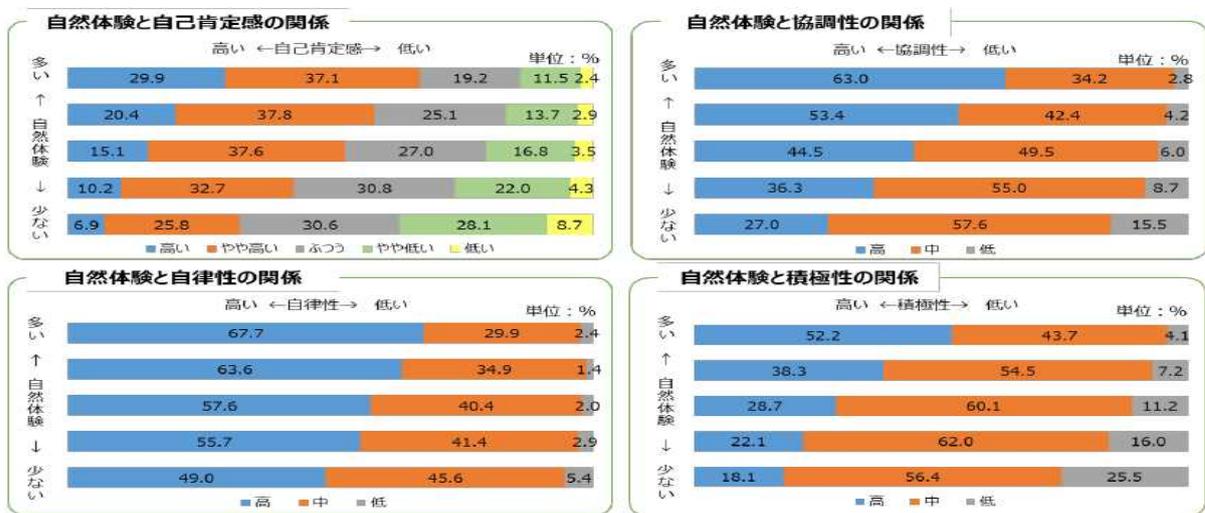
以上を踏まえ、第16期茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員の1つ目の審議のテーマ（令和4年度）を「青少年の体験活動のあり方」に設定し、①新たな体験活動の推進方策 ②施設の適正規模 の2つの視点から検討を行う。

第1章 子どもたちの体験活動の重要性

1 体験活動の意義と効果

子どもたちにとって、体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があると考えられており、平成25年1月の中央教育審議会答申の「今後の青少年の体験活動の推進について」でも、体験活動は教育的効果が高く、特に継続的に体験活動を行うことで、「社会を生き抜く力」として必要となるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力等を育むことができるとしている。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施した「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度）」でも、自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知的能力が高くなるという傾向が見られるという結果が示されている。



出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」

2 リアルな体験活動の推進

新型コロナウイルス感染症を契機として、様々な生活様式が変わり、また、デジタル化が急速に進む中、令和3年1月の中央教育審議会答申の『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～の中で、地域や企業の手を巻き込んだ学校運営や「リアルな体験」機会の充実が盛り込まれている。

3 学習指導要領の改訂

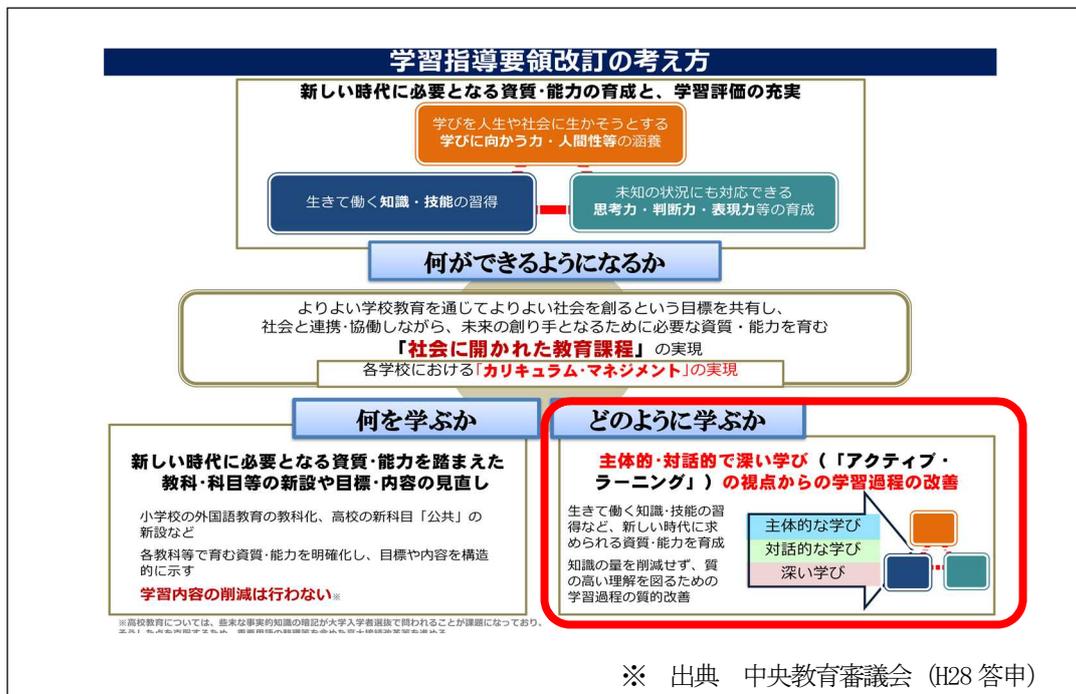
小学校新学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）では、個別最適な学び（個に応じた指導）と協働的な学びの充実を図るとともに、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を重点としている。また、生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視など、「体験活動の充実」が盛り込まれている。

第2章 これからの体験活動のあり方

1 新たな体験活動の推進

茨城県では、令和2年度から新学習指導要領の考え方にに基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った、課題解決型の体験活動を「新たな体験活動」と位置づけ、「新たな体験活動」プログラムの開発、必要な調査及び分析・検証を行っており、令和4年度には10校のモデル校でプログラムの実証を行った。さらに、市町村においても、独自のモデルプログラムを作成しており、モデルプログラムの実践等を通して、各学校への「新たな体験活動」の普及を図ることとしている。加えて、県立青少年教育施設においても、課題解決型の体験活動を取り入れたモデルプログラムに取り組む予定であり、学校教育や社会教育において「新たな体験活動」の推進にさらに力を入れて取り組んで行く必要がある。

【イメージ図】



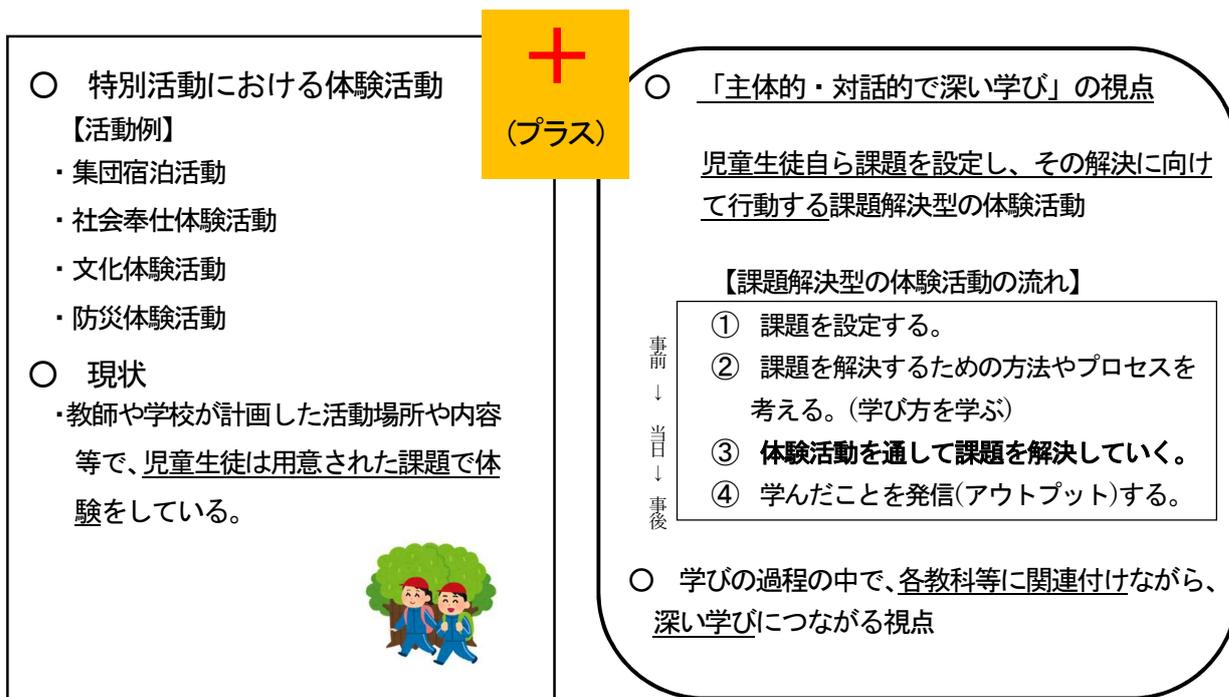
**「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った
課題解決型の体験活動**

体験活動を通して養成

- ・ **コミュニケーション能力**
- ・ **チャレンジ精神**
- ・ **異なる他者と協働する能力** 等
- ・ 自立心
- ・ 創造力
- ・ 主体性
- ・ **変化に対応する力**
- ・ 協調性

2 学校教育における体験活動

学校教育で行われている「特別活動」では、集団宿泊活動、社会奉仕体験活動、文化体験活動、防災体験活動など様々な体験活動があり、その活動の中では、教職員や学校が計画した内容について、子どもたちが、決められた活動場所や内容等で取り組んでいることが少なくない。今後は、その体験活動の中に、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った課題解決型の体験活動を取り入れていくことが重要である。また、「各教科等の深い学び」につなげていけるよう、各教科等に関連付けた体験活動の視点を取り入れていくことも大切である。

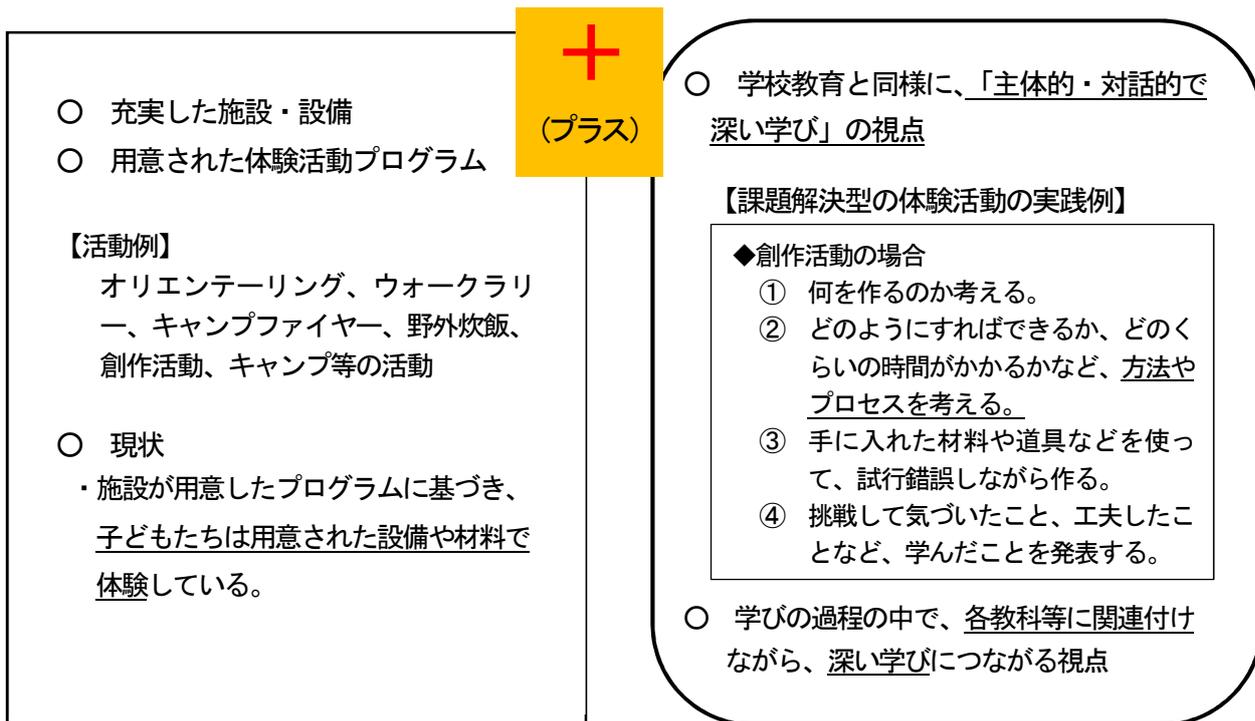


子どもたちが自ら課題を設定し、その解決に向けて行動する課題解決型の体験活動は、事前学習・実践・事後学習の流れで行う。事前の学習では、子どもたち一人一人が課題を設定し、その解決に向けた方法やプロセスを考えていく活動を、当日の学習(実践)では、その解決に向けた体験活動等を、事後の学習では、学んだことやわかったこと等を発表する活動をとおり、「学びの連続性」が生まれ、深い学びへとつながる。なお、単年度で行っていたプログラムを、発達段階に応じ、複数年度で実施することも有効であると考ええる。

課題解決型の体験活動を推進するには、その活動の重要性や必要性、ねらいなどについて、学校に理解・浸透させていくことが重要で、そのためには、社会教育主事等と教員が連携し、地域人材・資源の活用を促進しながら、一体となって取り組んでいくことが必要である。また、県や市町村等が作成したモデルプログラムや、様々な体験活動の事例集を市町村や各学校に提供し、活用されることで、子どもたちの体験活動の幅がさらに広がり、学校での取組がより促進されると考える。

3 県立青少年教育施設における体験活動

県立青少年教育施設では、野外炊飯場、工作室などの充実した施設・設備や、オリエンテーリング、ウォークラリー等の体験活動プログラムが用意されており、子どもたちは、施設において、それらの設備やプログラム等によって、多様な体験活動を行うことができる。子どもたちの体験活動を、さらに充実させるためには、県立青少年教育施設における体験活動にも、学校教育と同様に「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った課題解決型の体験活動を取り入れていくことが、今後必要である。



これまでの施設で行っている体験活動に、新たな視点を取り入れることで、子どもたちに自ら課題を発見し、自ら解決に向けて行動する力やコミュニケーション能力の育成が期待できる。学校が、施設での課題解決型の体験活動を行う場合には、学校と施設が共通の目的意識を持って取り組むことが重要で、そのためには、両者が相互に意見交換をしながら、一体となって取り組んでいくことが必要である。また、計画段階から子どもたちも参加し、活動内容等について、主体的に考える機会を設けることで、より一層の効果が期待できる。なお、教員や子どもたちとの意見交換などには、オンライン等を活用しながら、学校の負担軽減を図っていくことも必要である。また、教員向けの体験活動に関する研修の実施や先導的事例モデルプログラム等の情報提供などにより、体験活動の支援体制の強化を図っていくことも重要である。さらに、施設が主催する様々な事業においても、以下の表1の例のような課題解決型の体験活動を積極的に取り入れていく必要がある。

【表1：施設が主催する課題解決型の体験活動例：キャリア教育編】

回	活動内容
第1回 (1泊2日)	課題設定 ○オリエンテーション ・自己紹介、アイスブレイク ・本事業の目的を理解し、課題解決型の手法を学ぶ ○講話 ・起業家や実業家等の職業人による講話や交流 ○課題設定 ・講話等を通して、これからの自分の生き方を考え、将来の夢や目標を実現するための課題を整理し、課題を解決するための方法やプロセスを考える ○フィールドワークの準備
第2回 (1泊2日)	課題解決 ○フィールドワーク ・自分で選んだ訪問先でインタビューや職業体験を行う ・実体験を踏まえて、自分で設定した課題に対する答えを自分なりに見つけていく
第3回 (1泊2日)	アウトプット ○活動報告会 ・参加者による学びの成果・報告 ※協力企業や保護者等の参加

4 幅広い体験活動の推進

様々な社会の変化により、子どもたちの学びも変化していくことが予想されるため、今後は、これまで述べてきた課題解決型の体験活動のほかにも、時代の流れに対応し、体験活動の幅を広げていく必要がある。

(1) 世代間交流の推進

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、地域学校協働活動や、社会教育士の活用等により、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等が一体となって、様々な体験活動を推進し、乳幼児から高齢者に至るまで、幅広い世代を対象とした世代間交流を、今後さらに活性化させていく必要がある。

(2) 社会的包摂の視点を踏まえた体験活動

貧困、障害、孤独・孤立、国籍等によって、子どもたちの体験活動に格差が生じていることを踏まえ、これらの子どもたちを対象とした体験活動の機会を充実させていくことで、誰にでも体験活動の機会を保障していく必要がある。

(3) デジタル技術等を活用した体験活動

子どもたちにとって直接的な体験活動は、非常に重要である一方で、GIGAスクール構想など、教育分野におけるデジタル化が急速に進められる中で、子どもたちの教育環境も大きく変化していることから、今後は、場面に応じて、AIやデジタル技術を活用していくことも考えられる。

第3章 県立青少年教育施設の適正規模

1 県立青少年教育施設の概要

現在、県教育委員会が所管する青少年教育施設は4施設である。

施設名	中央青年の家	白浜少年自然の家	さしま少年自然の家	里美野外活動センター
開設	昭和43年	昭和54年	昭和57年	昭和47年
所在地	土浦市	行方市	境町	常陸太田市
宿泊定員	200名	320名	300名	640名 (キャンプ場600名含)
主な施設等	本館、研修館、研修館別館、 体育館、野外炊飯場、 野外キャンプ場	管理棟、食堂棟、宿泊棟、 体育館、創作館、いろりの家、 野外炊飯場、野外キャンプ場	管理棟、生活棟、工作館、 プラネリウム、天体観測室、 野外炊飯場、野外キャンプ場	メイン施設、 第1～3キャンプ場、 野外調理場
利用料金	宿泊：1泊190円(小中学生)、930円(一般) 日帰り：1人30円(小中学生)、190円(一般)			

2 青少年教育施設を取り巻く動き

令和3年度「社会教育調査」の中間報告によると、平成17年度に1,320箇所あった青少年教育施設は、令和3年度には840箇所(約4割減少)となり、全国的に青少年教育施設が減少傾向にある。本県においても、施設の老朽化・耐震化、利用者の減少等の影響により、平成20年度末に吾国山洗心館(笠間市)を廃止した。また、平成24年度末には、西山研修所(常陸太田市)を常陸太田市へ移管している。

3 県立青少年教育施設の現状・課題等

(1) 年少人口(0歳～14歳)減少による宿泊利用者の減少

少子化の影響により、施設を活用する年代である0歳～14歳の年少人口が減少しており、必然的に、施設利用者が減少傾向にあり、昭和60年に62.8万人だった年少人口は、平成30年には約半分の35.1万人と減り、宿泊利用者もその間、12.2万人から7.2万人と約5万人減少している。令和4年度以降についても、この減少傾向は続く予想される。

<万人>

	S60	H30	R3	R4 見込	R12 見込	R17 見込
年少人口数	62.8	35.1	33.0	32.5	31.5	29.7
宿泊利用者数(4施設合計)	12.2	7.2	1.2	4.0	3.9	3.7
中央青年の家	2.5	1.9	0.27	0.85	0.83	0.78
白浜少年自然の家	4.1	1.9	0.28	1.04	1.01	0.96
さしま少年自然の家	4.8	2.7	0.49	1.83	1.78	1.68
里美野外活動センター	0.8	0.7	0.15	0.27	0.26	0.24

※ R12、R17の年少人口は「総務省統計局総合統計白書2022」から算出

(2) 施設の老朽化と運営コスト

現在の県立青少年教育施設は、開館から40年～50年以上を経過し、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新を実施しているが、老朽化の進行による今後の工事費の増加や、利用者数の減少も見られる現状、利用者一人当たりの経費の増加も想定される。

(3) 子どもたちの体験活動の多様化

県立青少年教育施設は、昭和40～50年代に設立されたが、その後、公立や廃校を活用した宿泊施設の設置や、民泊による集団宿泊体験機会の整備など、県内における多様な宿泊環境が進んできている。また、県立青少年教育施設で提供される体験活動メニューに加え、多くの学校で取り組まれているスキー学習や職場体験学習など、子どもたちの体験活動が多様化してきている。

4 県立青少年教育施設の適正規模

(1) 県の方向性

県では、「人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、時代に応じた適正規模・機能を考慮した施設の整備・更新を行うこと」や「縮小できる施設については、統合・廃止等を検討していくこと」「国や市町村が連携して施設の共同利用など、公有財産の最適な利活用も検討していくこと」としており、全庁的に「資産総量の適正化」を図っていく。

また、「茨城県生涯学習推進指針（令和4年度～令和7年度）」において、生涯学習推進のための3つの基本的方策を支える基盤づくりの「県立社会教育施設の機能・役割の充実」の中で、県立青少年教育施設については、「施設を取り巻く状況等を総合的に勘案し、施設のあり方を検討していく」としている。

(2) 学校における県立青少年教育施設の利用

子どもたちに体験活動を提供する民間施設が増加しているものの、学校教育活動の一環として体験活動を実施するにあたっては、利用しやすい料金設定や多様な体験活動プログラム、施設職員のノウハウ等が充実している点で、県立青少年教育施設を利用する学校が多く、今後も県立青少年教育施設は、学校教育活動において重要な施設である。

(3) 施設の利用状況と受入

上記3(1)のとおり、施設利用者はピーク時の昭和60年度から平成30年度には5割近く減少している。仮に、3施設（中央青年の家、白浜少年自然の家、さしま少年自然の家）のうち、いずれか1つを廃止した場合でも、他の2施設で3施設分の利用者の受入が可能である。また、里美野外活動センターの利用者については、多数ある近隣のキャンプ場での受入が可能である。

(4) 施設の適正規模

前述のとおり県立青少年教育施設における体験活動の方向性の検討を踏まえ、これからの県立青少年教育施設のあり方を考えるうえで、学校における利用等については、低廉な価格や大規模な集団宿泊体験が可能なことなど県立社会教育施設の特徴から、県内の多くの学校が利用しているという現状を十分に配慮しなければならない。一方で、少子化の進行等により利用者が今後も減少することが予想される中で、多額の公費負担により現状の施設数を維持保有していくことについても考慮しなければならない。以上のことから、今後の施設利用規模の推計に見合った適正な施設数と運営コストにするため、施設の統合・廃止は検討を要する課題である。

5 これからの県立青少年教育施設の機能・役割

県立青少年教育施設は、本県における青少年の体験活動を支える重要な施設である。そのため、施設を集約する場合にあっても、施設の機能等を今まで以上に充実させていかなければならない。今後の施設については、課題解決型の体験活動の推進拠点としての役割を担うなど、これからの時代に求められる機能・役割をもった施設運営を目指す必要がある。

【目指すべき機能と方向性】

- ・ 課題解決型の体験活動の実践・普及
- ・ 学校との連携による教科等に関連付けた体験活動の実施
- ・ グローバル人材の育成を見据えた国際交流プログラムの推進
- ・ 体験活動への理解を深める教員向け研修の提供
- ・ 民間企業等への教育プログラムの提供
- ・ 世代間交流の推進
- ・ 社会的包摂による体験活動の推進
- ・ 学習プログラムの研究開発の推進
- ・ 防災拠点としての機能

第4章 ばんどう太郎さしま少年自然の家の視察報告

● 日時 令和4年11月28日(月)13:30~16:00

● 場所 ばんどう太郎さしま少年自然の家

県立青少年施設の現状や取組等に関して、施設を視察し、施設見学と施設職員等との意見交換をおこなった。

【主な意見】

- ・ 広大な敷地や館内施設は、施設職員によって丁寧に整備・運営されており、大変良い施設であるという印象を受けた。
さらに利用者を増やすことや体験活動の幅を広げることが可能であると感じた。
- ・ 体験活動をとおした人間関係の構築やフィールドワークを取り入れた体験活動を推進するには、既存のプログラム内容だけではなく、子どもたちの自主性・自発性を活かすことが大切であることから、何を目的に、どのような体験活動を提供するかという視点を持つことが必要であると考える。
- ・ うどん作りやドラム缶風呂等、家庭や学校生活では味わえない体験の重要性
- ・ 間伐材を活用した木工細工製作をとおして、アイデアを子どもたち自身に考えさせる体験の大切さ
- ・ ASE ※ など教員向け研修の実体験や体験活動をとおし、人間力や自発性の向上、コミュニケーション能力を育成するとともに、社会で必要となる人材の育成ができる施設というアピールになると考える。
- ・ 世の中の変化や時代に対応し、発想の転換を意識した体験活動を検討する必要がある。

※ASE:Action(活動)Socialization(社会化)Experience(体験)の略で社会性を育成するための活動体験



〔ドラム缶風呂〕



〔木材伐採、丸太製作〕

付属資料

目 次

○ 第16期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議 審議の経過	1
○ 審議の流れ	2
○ リアルな体験活動の推進【子供の体験活動推進宣言（令和4年6月）】	3
○ 子どもたちの体験活動の状況	4
○ 課題解決型体験活動モデルプログラム事例集	5

第16期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議

<審議の経過>

第16期（令和4年度）における審議は、以下の経過で開催された。第1回、第2回は、「これからの体験活動のあり方について」協議を重ねるとともに、青少年教育施設への視察を行った。第3回は報告書作成に向けて議論した。

	開催日	内容等
第1回	令和4年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ テーマ「これからの体験活動のあり方について」（令和4年度）について協議した。 ・ 子どもたちの体験活動の重要性 ・ 体験活動に関わる主な施策・取組 ・ 青少年教育施設を取り巻く現状
施設視察	令和4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ ぼんどう太郎さしま少年自然の家の視察 現状や取組等について、施設見学と施設職員等との意見交換を行い、体験活動の重要性やこれからの施設における体験活動について協議した。
第2回	令和4年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「これからの体験活動のあり方について」協議した。 ・ 新たな体験活動の推進方策の検討 ・ 施設の適正規模の検討
第3回	令和5年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第16期審議会（令和4年度）まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項の総括（報告書作成）について協議した。 ・ 今後の施設利用規模の推計に見合った適正な施設数と運営コストにするため、施設の統合・廃止は検討を要する課題である。 ○ 令和5年度社会教育関係団体に対する補助金について <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育関係団体に対する補助金の交付について、事務局からの説明を受け、承認した。 ○ 令和5年度審議会について <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から、テーマ「生涯学習センターを核とした地域との連携・協働について」が提示され承認した。

今後の青少年の体験活動のあり方について

体験活動とは

① 生活・文化体験活動

放課後に行われる遊び、手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事等

② 自然体験活動

キャンプ、ハイキング等の野外活動、星空観測等の自然・環境に係る学習活動等

③ 社会体験活動

ボランティア活動、職場体験活動

子どもたちの体験活動の重要性

- 子どもたちは直接体験が不足しており、体験活動の機会を豊かにすることは極めて重要
- 自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知的能力が高くなる傾向
- 学習指導要領の改訂
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の重点化
 - ・体験活動の充実
 - ・社会に開かれた教育課程の推進

茨城県生涯学習推進指針（令和4年3月策定）

施策の方向性

【青少年の体験活動の推進】

- 民間やNPO等と連携して実施する、様々な体験活動を通して、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、異なる他者と協働する能力等を育成
- **地域の様々な教育資源を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った、課題解決型の体験活動を推進**
- 体験活動に関わる指導者の育成、青少年教育指導者の資質向上

【県立社会教育施設の機能・役割の充実】

- **青少年教育施設において、特色を生かした野外活動や自然体験活動等の機会及び場の提供を行うとともに、施設を取り巻く状況等を総合的に勘案し、施設のあり方を検討**

10年後に目指す姿

- **自主的・主体的で、何事にも挑戦する意欲を持つ青少年の育成**
- **地域全体で青少年の成長を支える社会の実現**

体験活動に関わる主な施策・取組

- ① 元気いばらきっ子育成事業
- ② 子どもいきいき自然体験フィールド
- ③ ヤングボランティア育成事業
- ④ 教員を目指す大学生等の野外活動実習事業
- ⑤ 地域の教育支援体制等構築事業
- ⑥ 「新たな体験活動」推進事業
- ⑦ 指導者の育成

青少年教育施設を取り巻く現状

- 施設の概要
 - ・中央青年の家（土浦市）
 - ・白浜少年自然の家（行方市）
 - ・さしま少年自然の家（境町）
 - ・里美野外活動センター（常陸太田市）
- 利用者の減
年少人口減少等による利用者の減少
- 施設の老朽化
開館から40～50年以上が経過し、施設老朽化が進行
- 施設の運営コスト
3施設で年間約3.6億円の運営経費
- 多様な体験活動の機会の充実
宿泊体験施設や民泊、キャンプ場の増加

審議の視点 ①新たな体験活動の推進方策の検討 ②施設の適正規模の検討

リアルな体験活動の推進

【子供の体験活動推進宣言（令和4年6月）】

子供の体験活動推進宣言

次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動は重要です。しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足しています。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境によって体験機会に格差が生じているとの指摘もあります。今こそ、異年齢交流や職業体験、自然体験、ボランティア体験等、子供たちに豊かな体験機会を提供するため官民が一体となって取り組まねばなりません。

文部科学省は子供たちの体験活動を推進するため、経済界と連携して以下を目指した取組を進めます。

- 一、 経済界の協力を得て、子供の体験活動の量的・質的な充実を目指します。
- 一、 働く人が学校や地域の活動に参加しやすい環境づくりを目指します。
- 一、 経済界との対話を促進し、体験活動における学校と地域・企業の連携体制の構築を目指します。



令和4年6月

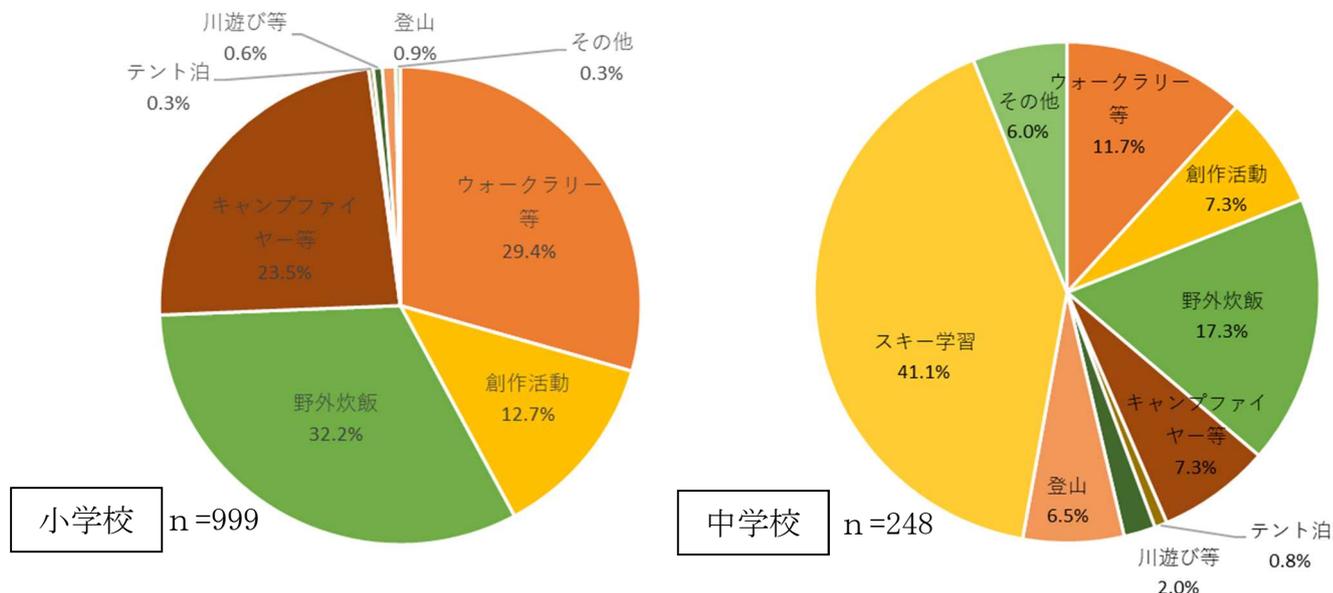
文部科学大臣

末松信介

子どもたちの体験活動の状況

【宿泊学習の実施状況アンケート調査結果（令和2年1月）】

問：宿泊学習での実施プログラムは？（複数回答可）



<施設が提供する体験活動メニュー>

オリエンテーリング・ウォークラリー等、創作活動（竹細工・紙細工・木工作等）
野外炊飯（うどん・カレー作り等）、キャンプファイヤー等

<その他の体験活動>

登山、スキー学習、職場体験学習、イングリッシュ・アクティビティ、グランドゴルフ
サイクリング、ラフティング、スポーツ大会、ナイトハイク、プラネタリウム鑑賞、
施設見学、寺社等の見学、陶芸教室、漁業体験、民泊体験学習、防災学習 等

課題解決型の体験活動プログラム事例

- ① 筑波山地域ジオパーク体験型プログラム
- ② 歴史探検（日本遺産）体験型プログラム
- ③ 湖沼環境学習型プログラム
- ④ 国際協力体験型プログラム
- ⑤ 防災キャンプ型プログラム
- ⑥ サイクリング型プログラム
- ⑦ 経済教育体験型プログラム
- ⑧ 立志体験型プログラム
- ⑨ キャリア教育型プログラム
- ⑩ 県北ロングトレイル型プログラム

① 筑波山地域ジオパーク体験型プログラム

1泊2日

【20時間取り扱い】※時数は、内容を精選し、短縮可能とする。

※単元の目標：次世代を担う人材育成のために、「大地の遺産」の価値を再発見する活動を通して、郷土への関わり方について考え実践できる力を育てる。

【目指す児童生徒の姿】「仲間とともに筑波山やその周辺の成り立ち等を学び、郷土の保全について考えることができる児童生徒」

【育てたい人財】

◆変化する社会に対応し、社会を動かせる人財 ◆様々な社会の課題にチャレンジできる人財 ◆新たな価値を創造する「起業家精神」を持った人財

学習種別	学習(インプット)・4時間				実地学習(プロセス)・12時間												学習(アウトプット)・4時間			
時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
内容	(課題の設定) ・茨城県の「大地の遺産」である筑波山地域ジオパークの秘密を探ってみよう。 (授業内容) ・ジオパークとは ・日本の国土と人々の生活との関連 ・土地のつくり ・自然の偉大さを知り自然環境を大切にすること				(体験活動) ・筑波山地域ジオパーク周辺に見られる地形や地質などについて体験しながら学び、郷土の保護や保全について考える。 (体験例) ○筑波山地域ジオパークにおける自然体験活動 ・ジオガイドの解説付きの筑波山登山 ・巨石群や奇岩怪石について ・筑波山周辺の動植物 ○大地に関わる施設における見学 ・地質標本館での見学等 ・地図と測量の科学館での見学等												(まとめ・振り返り) ・まとめ作業(グループでの話し合い) ①グループごとにブースを設け、聞きに来た人にプレゼンテーションを実施する。 ②振り返り ・筑波山やその周辺の成り立ち等を学び、郷土の保護や保全について考えることができたかを自己評価する。 (参考:その他の展開例) ・マスメディアへの学習成果発信 ・地元市町村教育研究会等での発表			
関連	国語 社会 理科 道徳 総合 特別活動				社会 理科 特別活動												国語 総合 特別活動			
育成する 資質・能力	・知識及び技能 …… 筑波山地域やその周辺に見られる地形や地質の多くは、人々の生活とつながりがあることを理解することができる。 ・思考力、判断力、表現力等 …… 大地を含む自然環境の保護や保全について考えたことを発表することができる。 ・学びに向かう力、人間性等 …… 筑波山やその周辺の特色を学んだことにより自然環境にやさしいかわり方を実践しようとする。																			

※筑波山地域ジオパーク推進協議会との連携

【1日目】 ○ジオガイド解説付きの筑波山登山 ○各種施設における宿泊

(宿泊地例)(つくば筑波ふれあいの里、ゆかりの森)、(土浦青少年の家)、(常総水海道あすなろの里)、民間施設

【2日目】 ○地質標本館や地図と測量の科学館での見学等

③ 湖沼環境学習型プログラム

1泊2日

【20時間取り扱い】※時数は、内容を精選し、短縮可能とする。

※単元の目標：次世代を担う人材育成のために、霞ヶ浦の水質に関わる現状を学ぶことを通して、これからの水環境について考え、実践できる力を育てる。

【目指す児童生徒の姿】「里山と水資源の関連について学び、学んだことを家庭・地域等で生かすことができる児童生徒」																				
【育てたい人材】																				
◆変化する社会に対応し、社会を動かせる人材 ◆様々な社会の課題にチャレンジできる人材 ◆新たな価値を創造する「起業家精神」を持った人材																				
学習種別	学習(インプット)・4時間				実地学習(プロセス)・12時間												学習(アウトプット)・4時間			
時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
内容	(課題の設定) ・どうしたら、かつてのように霞ヶ浦で湖水浴を楽しむことができるのだろうか。 (授業内容) ・これまでに起きた公害の原因 ・里山にみられる植物 ・自然の偉大さについての話し合い				(体験活動) ・湖上体験等を通して霞ヶ浦の水質について学び、水環境について考える。 (体験例) ○遊覧船による霞ヶ浦湖上体験学習 ・透明度の測定、プランクトン観察 ○雪入ふれあいの里公園における里山散策 ・インストラクターによる源流や水源の森のガイドツアー (その他の見学先) ・霞ヶ浦環境科学センター ・霞ヶ浦ふれあいランド ・県内上水道施設 ・県内下水道施設 ・かすみがうら市歴史博物館等												(まとめ・振り返り) ・まとめ作業(グループでの話し合い) ①グループごとにブースを設け、聞きに来た人にプレゼンテーションを実施する。 ②振り返り ・霞ヶ浦の水環境を学ぶ体験を通して、これからの生活に生かせるかを考えることができたかを自己評価する。 (参考:その他の展開例) ・マスメディアへの学習成果発信 ・地元市町村教育研究会等での発表			
関連	国語 社会 理科 道徳 総合 特別活動				社会 理科 特別活動												国語 総合 特別活動			
育成する 資質・能力	・知識及び技能 …… 里山の環境や人間の生活が水環境に与える影響について理解することができる。 ・思考力、判断力、表現力等 …… 霞ヶ浦を含めたこれからの水資源について考え、発表することができる。 ・学びに向かう力、人間性等 …… 水環境について、学んだことを家庭や地域等で生かそうとする。																			

※森林湖沼環境税活用事業(茨城県霞ヶ浦環境科学センター:環境活動推進課)の利用

【1日目】 ○遊覧船による霞ヶ浦湖上体験学習 ○その他の見学を組み合わせる。 ○各種施設における宿泊(宿泊地例)(土浦青少年の家)、(つくば筑波ふれあいの里、ゆかりの森)、民間施設

【2日目】 ○雪入ふれあいの里公園における里山散策

④ 国際協力体験型プログラム

1泊2日

【20時間取り扱い】※時数は、内容を精選し、短縮可能とする。

※ 単元の目標：日本人としての自覚をもち、主体的に世界の様々な問題に関心を示し、国際社会の中で考えて行動する力を育てる。

【目指す児童生徒の姿】「自分にもできる国際貢献を考え実践できる児童生徒」																				
【育てたい人財】																				
◆ 変化する社会に対応し、社会を動かせる人財 ◆ 様々な社会の課題にチャレンジできる人財 ◆ 新たな価値を創造する「起業家精神」を持った人財																				
学習種別	学習(インプット)・4時間				実地学習(プロセス)・12時間												学習(アウトプット)・4時間			
時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
内容	(課題の設定) ・自分たちの暮らしが、どんな国々とのつながりによって支えられているのか。 ・国際社会の中で、先進国が果たすべき役割とは何か。 ・多文化共生社会の実現にはどんなことが必要か。 (授業内容) ・日本が世界で果たす役割、国際協力の様子 ・開発途上国の状況 ・国際連合の働き ・日本と世界のつながりを考える。				(体験活動) ・民族や平和、人権、難民、資源、環境など、異文化にふれることで多様性を体感し、国際社会や日本で暮らす外国人との関わり方について考える。 (体験例) ○JICA筑波見学等体験活動 ・民族衣装 ・民族楽器体験 ・国際協力員のお話を聞く。 ○国際社会の課題を体感する体験活動。 ・貿易ゲーム：世界の平等・不平等を学ぶ。 ・買い物ゲーム：貧富の差と栄養状態の関連を学ぶ。 ・「2030SDGs」ゲーム：SDGsの必要性を体感する。												(まとめ・振り返り) ・まとめ作業(グループでの話し合い) ①自分たちが実行できるSDGsカードを作成 ②作成にあたって考えたことなどを発表 ③振り返り ・社会問題と自分の行動との関わりについて理解を深めることができたかを自己評価する。 (参考:その他の展開例) ・マスメディアへの学習成果発信 ・地元市町村教育研究会等での発表			
関連	社会 道徳				社会 音楽 家庭(技術・家庭) 特別活動												国語 総合 特別活動			
育成する 資質・能力	・知識及び技能 国際社会の中で解決すべき課題について理解することができる。 ・思考力、判断力、表現力等 相手の立場を尊重しながら自分の考えや意思を表現することができる。 ・学びに向かう力、人間性等 異なる文化をもった人々と共生するために自分にできることを考え実践しようとする。																			

※JICA(国際協力機構)との連携

【1日目】 ○JICA筑波見学等体験活動 ○各種施設における宿泊

(宿泊地例)(つくば筑波ふれあいの里、ゆかりの森)、(土浦青少年の家)、民間施設

【2日目】 ○国際社会の課題を体感する体験活動

⑦ 経済教育体験型プログラム

1泊2日

【20時間取り扱い】※時数は、内容を精選し、短縮可能とする。

※単元の目標：次世代を担う人材育成のために、経済教育プログラムを体験することを通して、経済情報を適切に活用する力や生活設計能力を育む。

【目指す児童生徒の姿】「社会や仕事、経済の仕組みについて学び、経済における選択と意思決定ができる児童生徒」																				
【育てたい人財】																				
◆変化する社会に対応し、社会を動かせる人財 ◆様々な社会の課題にチャレンジできる人財 ◆新たな価値を創造する「起業家精神」を持った人財																				
学習種別	学習(インプット)・4時間				実地学習(プロセス)・12時間												学習(アウトプット)・4時間			
時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
内容	(課題の設定) ・家庭と経済の関わりを学び、生活を成立させるための体験に挑戦しよう。 (授業内容) ・収入と支出のバランス ・家庭におけるお金の使いみち ・賢い生活費の立て方				(体験活動) ・経済教育プログラムを体験することを通して、家庭と経済の関わりについて考える。 (体験例) ○経済について学ぶゲーム体験活動 ・カレー作りゲーム ・貿易ゲーム ○経済教育施設における体験活動 ・いわき市体験型経済教育施設 Elem【エリム】 ・ファイナンスパークプログラム												(まとめ・振り返り) ・まとめ作業(グループでの話し合い) ①グループごとにブースを設け、聞きに来た人にプレゼンテーションを実施する。 ②振り返り ・経済教育プログラムを体験することを通して、家庭と経済の関わりについて考えることができたかを自己評価する。 (参考:その他の展開例) ・マスメディアへの学習成果発信 ・地元市町村教育研究会等での発表			
関連	国語 算数(数学) 総合 特別活動				国語 社会 算数(数学) 総合 特別活動												国語 総合 特別活動			
育成する 資質・能力	・知識及び技能 …… 家庭と経済の関わりについて理解することができる。 ・思考力、判断力、表現力等 …… 社会や仕事、経済の仕組みについて学び、生活を成立させるために必要なコストを考えることができる。 ・学びに向かう力、人間性等 …… 家族を支える大変さや支えてくれる人たちへ感謝する思いに気づいたことで、自分たちにできることを考え実践しようとする。																			

※いわき市体験型経済教育施設Elem【エリム】との連携

【1日目】 ○経済について学ぶゲーム体験 ○各種施設における宿泊

(宿泊地例)(福島県いわき海浜自然の家)、民間施設

【2日目】 ○経済教育施設における体験活動 ・いわき市体験型経済教育施設 Elem【エリム】におけるファイナンスパークプログラム

參考資料

目 次

○ 茨城県生涯学習審議会条例	1
○ 茨城県社会教育委員条例	3
○ 第16期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員	4

○茨城県生涯学習審議会条例

平成4年3月27日
茨城県条例第54号

茨城県生涯学習審議会条例を公布する。

茨城県生涯学習審議会条例

(審議会の設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平15条例50・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、教育委員会規則の定めるところにより専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

○茨城県社会教育委員条例

昭和 37 年 3 月 30 日

茨城県条例第 28 号

(委員の設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定により社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償について、別に定めるところによる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 75 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により委嘱された社会教育委員(以下「委員」という。)で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に委嘱された日から起算して 2 年とする。

付 則(平成 25 年条例第 51 号)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の茨城県社会教育委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の茨城県社会教育委員条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条の規定により茨城県社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 4 条の規定にかかわらず、施行日における従前の茨城県社会教育委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

第16期茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員

(50音順・敬称略)

No.	氏名	役職等	備考
1	阿部 裕美	水戸市立大場小学校長	
2	新井 智子	県立古河第三高等学校長	
3	稲葉 一行	一般財団法人21世紀教育会常務理事	
4	小田木 真代	茨城県ダイバーシティ推進センター ダイバーシティ推進ディレクター	
5	金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部人間科学科教授	会長 (議長)
6	後藤 悟子	NPO法人虹のポケット理事長	
7	杉山 ちひろ	一般社団法人日本ハピラボ協会理事	
8	鈴木 智里	株式会社むげんラボ むげんプリント事務局	
9	沼田 安広	株式会社茨城新聞社代表取締役社長	
10	馬場 祐次朗	全国視聴覚教育連盟会長	副会長 (副議長)
11	松橋 義樹	常磐大学人間科学部教育学科助教	
12	三浦 綾佳	株式会社ドロップ代表取締役	
13	見澤 淑恵	朗読家（日本朗読文化協会会員）	
14	水柿 一俊 長谷川 重幸	県議会議員（令和4年8月1日～令和5年1月26日） 同上（令和5年1月27日～令和6年7月31日）	
15	矢口 和美	市町村教育長協議会副会長（茨城町教育長）	

(任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日)